

教員向け法教育セミナー

～成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて～

配布資料目次

○ プログラム	2
○ 講師紹介	3
○ 基調講演①資料	5
「新しい学習指導要領における法教育の位置づけ」	
○ 基調講演②資料	23
「法教育における民法のエッセンス」	
○ 法務省説明①資料	45
「法教育推進協議会作成の法教育教材について」	
○ 法務省説明②資料	51
「成年年齢引下げの意義とその内容について」	

(その他配布物)

- 分科会資料(各分科会会場にて配布)
- 法教育推進協議会作成 法教育教材
 - ・ 小学生向け法教育教材
ルールは誰のもの?～みんなで考える法教育～
 - ・ 中学生向け法教育教材
法やルールって、なぜ必要なんだろう?～私たちと法～
 - ・ 高校生向け法教育教材
未来を切り拓く法教育～自由で公正な社会のために～
 - ・ 小学生・中学生向け法教育視聴覚教材
- アンケート用紙

プログラム

時間	内容
13:15～	1 開会挨拶 法務省大臣官房司法法制部長 金子 修
13:20～	2 基調講演 ① 「新しい学習指導要領における法教育の位置づけ」 講師 福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授 橋本 康弘
13:50～	② 「法教育における民法のエッセンス」 講師 一橋大学大学院法学研究科教授 小粥 太郎
14:20～	3 法務省説明 ① 「法教育推進協議会作成の法教育教材について」 説明者 法務省大臣官房司法法制部官房付 川副 万代
14:40～	② 「成年年齢引下げの意義とその内容について」 説明者 法務省民事局参事官 笹井 朋昭
14:55～	<休憩>
15:15 ～16:45	4 分科会 ① 小学校分科会 [会場:1F 特別会議室101] 講師 東久留米市立本村小学校主任教諭 櫻井 正義 ② 中学校分科会 [会場:2F 中会議場1] 講師 お茶の水女子大学附属中学校教諭 寺本 誠 ③ 高等学校分科会 [会場:2F 中会議場4] 講師 東京都立国際高等学校主任教諭 宮崎 三喜男

講師紹介

基調講演① 新しい学習指導要領における法教育の位置づけ

橋本 康弘

福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授

【法教育と関連する主な活動】

平成 16 年 法務省法教育研究会委員

平成 16 年 法務省法教育研究会法教育教材作成部会委員(「ルールづくり」グループ)

平成 25 年 法務省法教育推進協議会委員

平成 26 年 法務省法教育推進協議会中学生向け法教育教材作成部会委員(「ルールづくり」に関する教材担当)

平成 28 年 法務省法教育推進協議会教材作成部会委員(高校生向け教材執筆グループ)

基調講演② 法教育における民法のエッセンス

小粥 太郎

一橋大学大学院法学研究科教授

【法教育と関連する主な活動】

平成 25 年 法務省法教育推進協議会委員(～令和元年5月)

平成 28 年 法務省法教育推進協議会教材作成部会委員(総監修)(～令和元年5月)

小学校分科会

櫻井 正義

東久留米市立本村小学校主任教諭

【法教育と関連する主な活動】

平成 28 年 法務省法教育推進協議会教材作成部会委員(小中学生向け視聴覚教材作成グループ)

中学校分科会

寺本 誠

お茶の水女子大学附属中学校教諭

【法教育と関連する主な活動】

平成 16 年 法務省法教育研究会法教育教材作成部会委員(「私法と消費者保護」グループ)

平成 21 年 社団法人商事法務研究会「法教育実践研究校助成プログラム」指定校研究代表者(～平成 23 年)

平成 26 年 法務省法教育推進協議会中学生向け法教育教材作成部会委員(「私法と消費者保護」に関する教材担当)

平成 30 年 日本弁護士連合会法教育教員セミナー講師

高等学校分科会

宮崎 三喜男

東京都立国際高等学校主任教諭

【法教育と関連する主な活動】

平成 28 年 法務省法教育推進協議会教材作成部会委員(高校生向け教材執筆グループ)

平成 30 年 日本公民教育学会常任理事

平成 30 年 消費者教育支援センター客員研究員

新しい学習指導要領における法教育 の位置づけ

福井大学 橋本康弘

新学習指導要領を巡る教育的背景

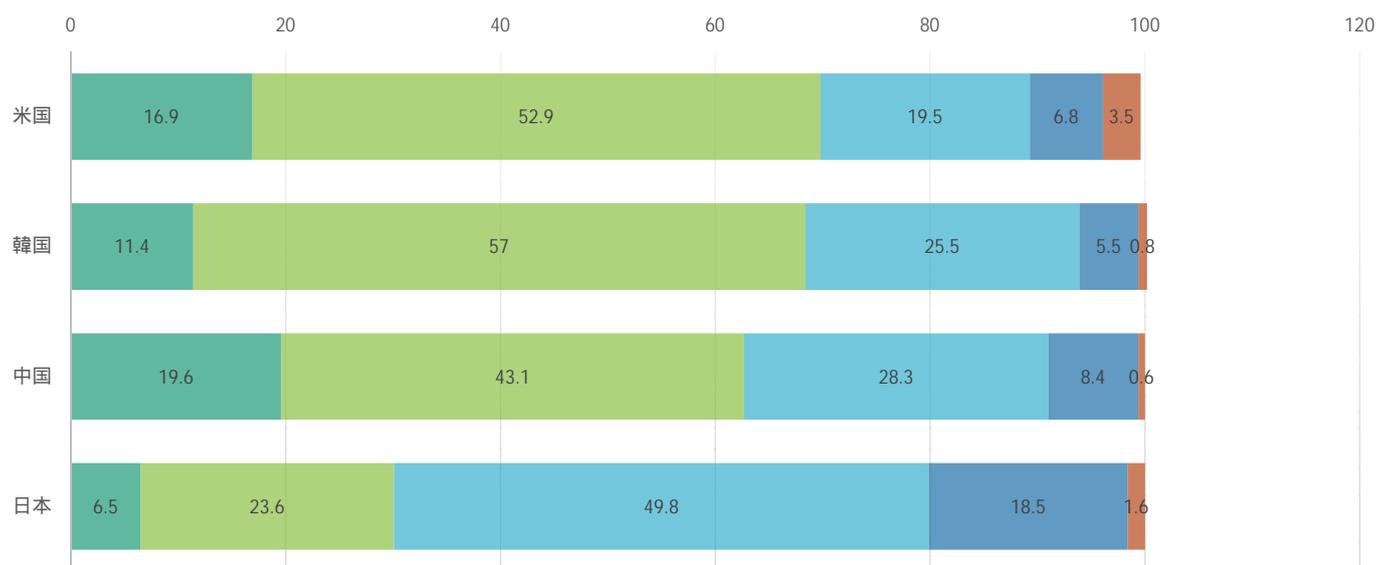
(1) 主権者意識を高める教育の重要性

→「社会とつながり」「社会の問題に対して問題関心を高める」必要性
→学校教育全体で主権者教育を促進することが重要になっている。

(2) 「思考力、判断力、表現力」等の育成の一層の重視

(3) 「知識」を巡る教育系学者間での「対立」

若者の政治参加意識とは：「高校生の生活と意義」(2009年調査)より



私の参加により、変えて欲しい社会現象が少し変えられるかもしれない

■ 全くそう思う ■ まあそう思う ■ あまりそう思わない ■ 全くそう思わない ■ 無回答

若者の政治参加意識とは(2)：「高校生の生活と意義」(2009年調査)より



社会のことはとても複雑で、私が関与したくない

■ 全くそう思う ■ まあそう思う ■ あまりそう思わない ■ 全くそう思わない ■ 無回答

若者の政治参加意識とは(3)：「高校生の生活と意義」(2009年調査)より



私個人の力では政府の決定に影響を与えられない

■ 全くそう思う ■ まあそう思う ■ あまりそう思わない ■ 全くそう思わない ■ 無回答

若者の政治参加意識とは(4)：「高校生の生活と意義」(2009年調査)より



青少年が社会問題や政治問題に参加することについて、あなたはどのように思いますか

■ 参加すべきだ ■ 参加した方がいい ■ 参加する必要がない ■ 参加しても無駄なことだ ■ 無回答

新しい学習指導要領の基盤(学校教育法第30条第2項)

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能を習得**させるとともに、**これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う**ことに、特に意を用いなければならない(学校教育法30条第2項)。

→「**習得・活用**」型の学力観。平成30年版は、「**探究**」型の学力観が重視された。

学校教育法第30条第2項の規定に基づいた学習活動

• 言語活動の充実→資料・データの「**読み取り**」。そして、「読み取った」資料に基づいて「**解釈**」する、また、因果関連や目的＝手段関連を「**説明**」し、自分の意見を「**論述**」する。

→従前の学習指導要領社会科は「書いてまとめる」という学習活動の充実を目指したが、新しい学習活動では、「自分の意見を他者に表明したり、相手の意見を傾聴し、合意形成する」学習活動が重視された。

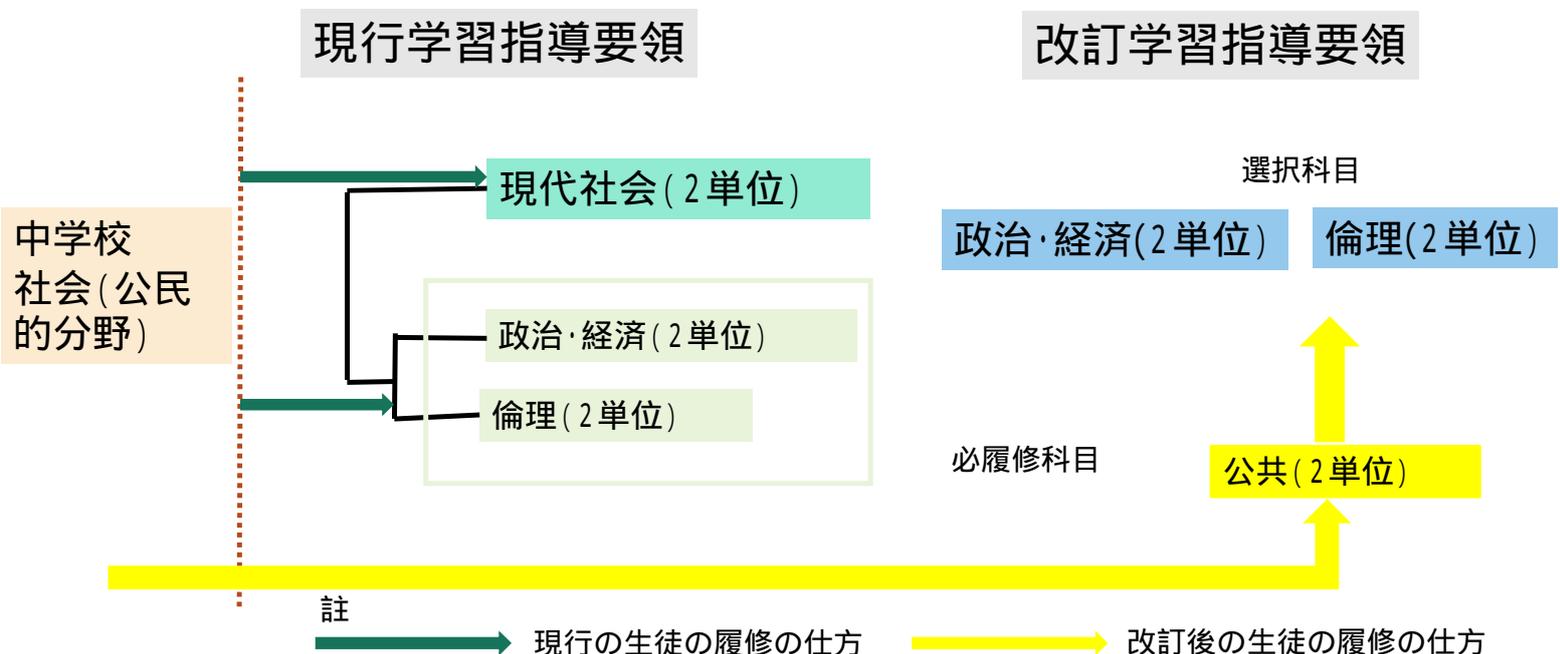
社会科でどんな「思考力、判断力、表現力」等の育成が期待されているのか

- 従前の「思考、判断し、表現する」学習観だと、「プレゼン」「ポスター」で「わかりやすく表現」する活動が重視され、「思考、判断」するプロセスが軽視されていた。

→新学習指導要領では、「思考、判断」する学習過程を重視するため、「思考、判断、表現」する学力観を細分化した。

→具体的には、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察する力」「考察し、構想する力」「社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力」「思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力」=「一連の考察や選択・判断したことを、資料等を適切に用いて論理的に示したり、その示されたことを根拠に自分の意見や考え方を伝え合い、自分や他者の意見や考え方を発展させたり、合意形成に向かおうとする力」

現行学習指導要領と改訂学習指導要領において法教育の基盤になる「中学校社会科公民的分野」「公民科」の必修修の違い



今回の改訂に向けた中教審の議論：「知識」を視点にして

- 「学習科学派」と「教科派(教養主義者, 科学主義者, 社会的構成主義者等)」との間の「戦い」
 - 「学習科学派」は、児童・生徒の問題意識・課題意識を重視し、児童・生徒が課題を設定し、学習を自ら構成していくことが子どもの学びを定着させると考えている(=「総合的な学習重視派」=「反教科派」)
- 学習科学派による大人になっても「活用」できない論(事例:数学;因数分解)。
- 子どもが大人になっても「活用」できる、有意味として位置づける知識を重視すべき。

今回の改訂に向けた中教審の議論：「知識」を視点にして

- 「教科派(教養主義者, 科学主義者, 社会的構成主義者等)」の中での「対立」
- 「教養主義者」は知識の「積み上げ」を重視。他方で、「科学主義者」は社会的事象等の因果関連や目的=手段関連を説明する上で必要になる概念や理論の習得・活用を重視。「社会的構成主義者」は、「知識は社会的な営みの中で構成するもの」と考え、「社会的な営み」(共同体の社会的営み)に必要な「知識」を重視する
- 三者は対立する。

今回の改訂に向けた中教審の議論 : 中盤から後半にかけて

- 「学習科学派」と「教科派(科学主義者、社会的構成主義者)」と「教科派(教養主義者)」との三つ巴の争い
- 「アクティブ・ラーニング」では「学び」は深まらない。そのために、「主体的、対話的で深い学び」を実現することが重要となる。
- 「深い学び」をどう解釈するのか→「見方・考え方」を基盤にした「深い学び」=「学習科学派」と「科学主義者、社会的構成主義者」の間の「一致」をみる
- 「学習科学派」から見れば、教科はその教科固有の「見方・考え方」をやれば良い。それ自体は大人になっても「活用」できれば良い。社会科で言う網羅的な知識をする必要はない。
- 「科学主義者」から見れば、因果関連や目的 = 手段関連を説明するために必要な「最低限」の知識・概念 = 「見方・考え方」のみをしっかりと学習すれば良い。それ自体が大人になって「活用」できれば良い。
- 「社会的構成主義者」から見れば、「社会的な営み」に必要な、例えば、社会問題(主題)の解決のあり方を考えるためのキーを「見方・考え方」と位置づけ、学習を行えば良い。

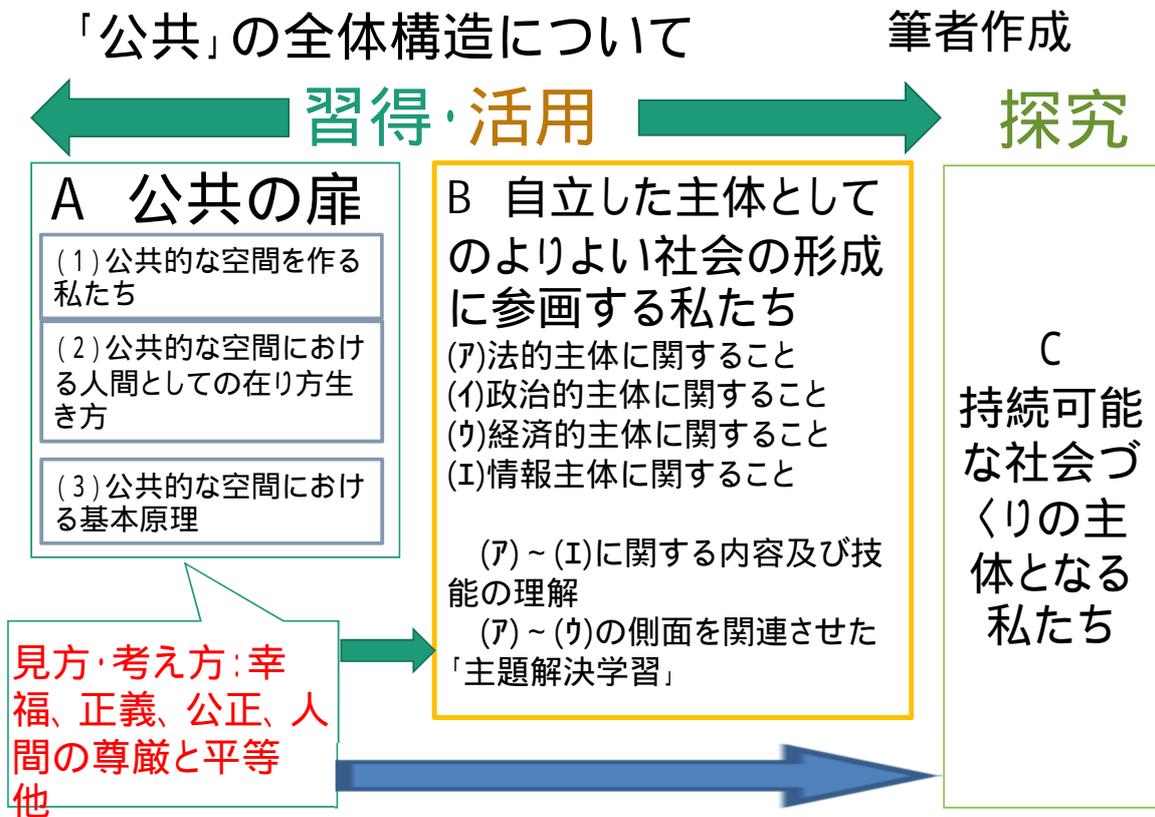
社会科における「見方・考え方」



「社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を捉える視点や方法(考え方)」といった側面



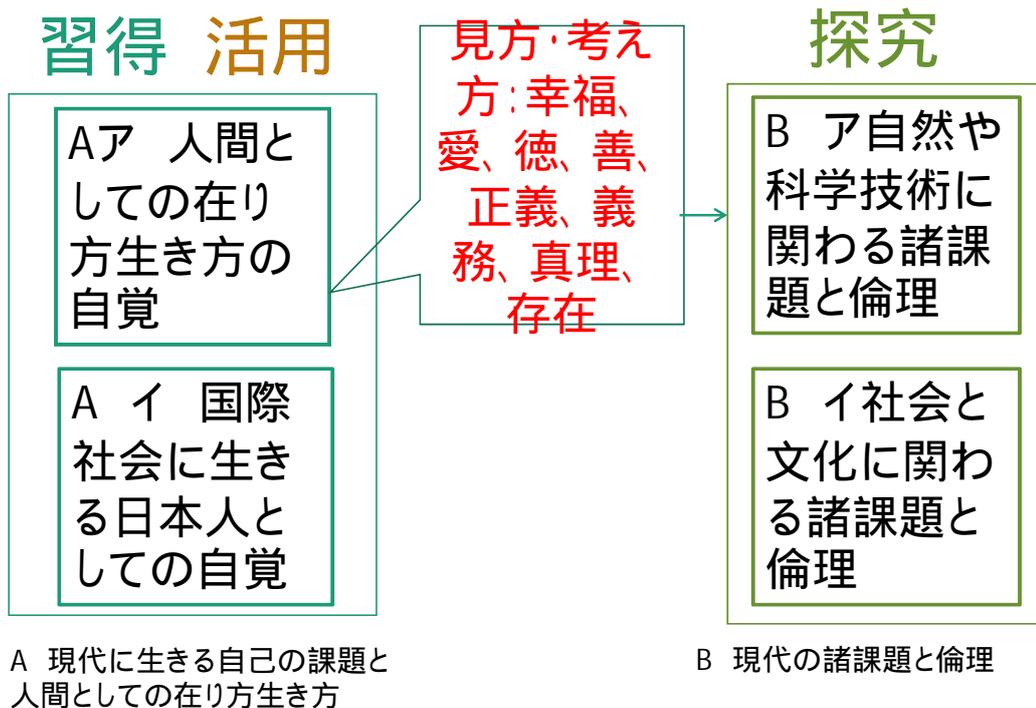
「よりよい社会の構築に向けて課題の解決のために選択・判断するための視点や方法(考え方)」の側面



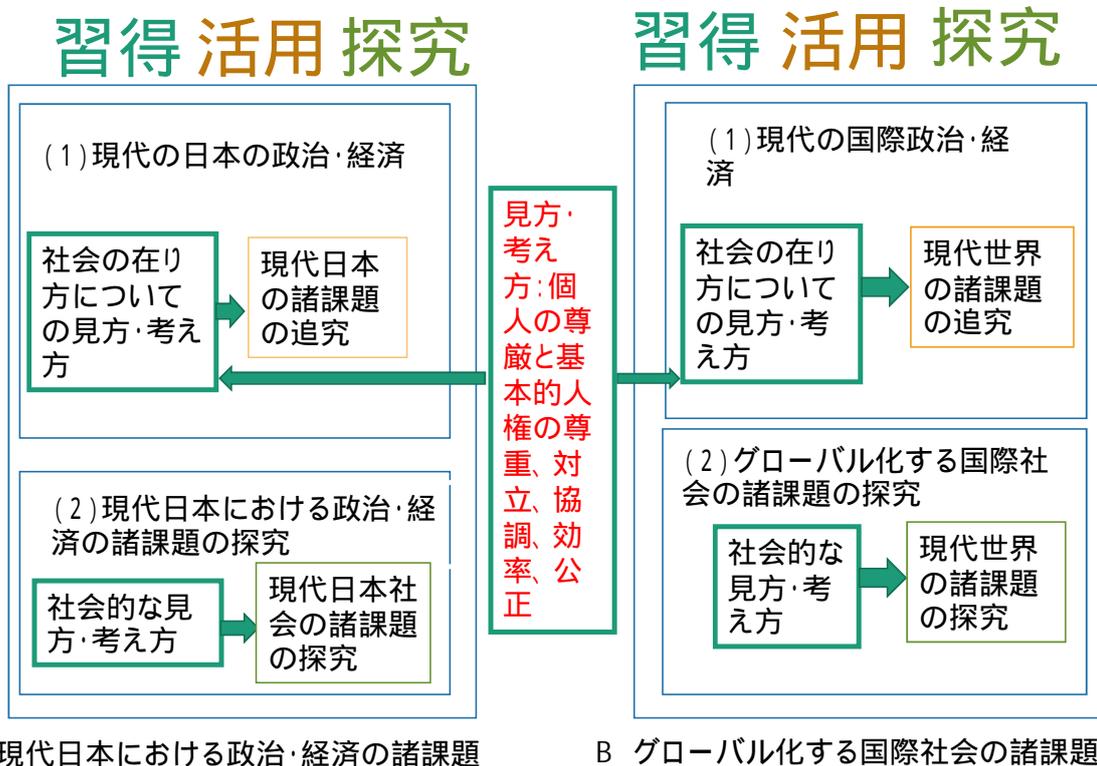
「公共」における「見方・考え方」

- 幸福、正義、公正、人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など

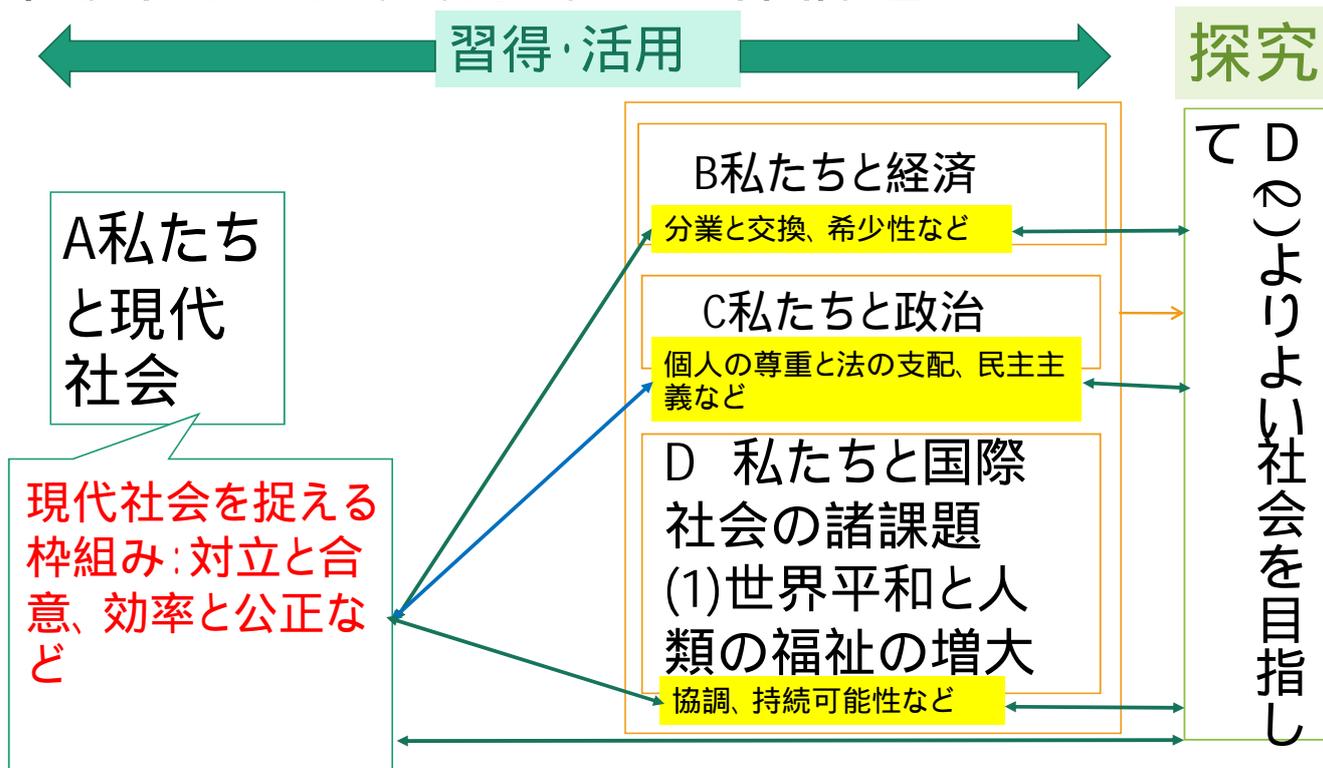
「倫理」の全体構造について



「政治・経済」の全体構造について



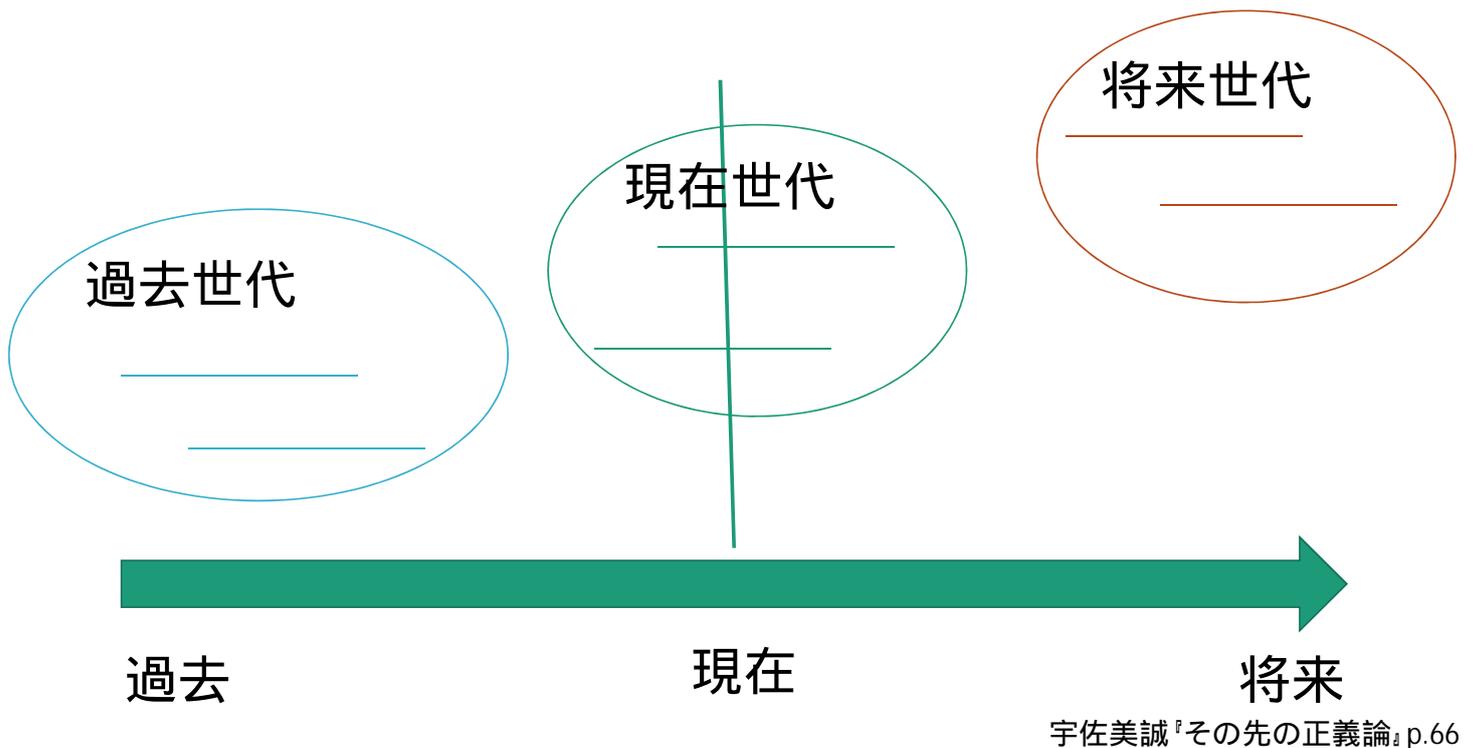
中学社会公民的分野の全体構造



「(世代間)公正」について: 思考実験的に理解する

- 魔法のスイッチ
- あなたの前に魔法のスイッチがある。スイッチを押すと、我が国で今後30年間、どの企業も大幅な増収となり、国民の平均所得が上昇し、政府の赤字財政は劇的に改善し、人口が増加に転じ、所得格差は縮小しつづける。だが、300年後に、日本列島全体で壊滅的な大惨事が発生する。あなたはスイッチを押すか、押さないか、その理由は何ですか。(引用文献: 宇佐美誠『その先の正義論』竹田ランダムハウスジャパン、2011年、p.60)

世代間公正には三つの段階がある



宇佐美誠『その先の正義論』p.66

「将来世代」の特徴

●属性の不可知性

→将来世代がどういった価値観や文化、どんな知識や科学技術を持っているのかを私たちは知ることができないこと

●影響の一方向性

→現在世代は将来世代に「影響」を与えられる(石油や天然ガスを大量消費すれば将来の人たちは使える量が限られるなど)、他方、将来世代は現在世代に「影響」を与えられるのか

●同一性の依存性

→ある将来世代はメンバーが誰で、また何人なのかといったことを現在世代が日々どのように行動するかによって部分的に左右される

引用: 宇佐美誠『その先の正義論』pp.72-74

「地域間公正」の教科書モデル(案)

- 資料を参照

「私法」の学習の充実

- 「公共」B(ア) 法や規範の意義及び役割，**多様な契約及び消費者の権利と責任**，司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，憲法の下，適正な手続きに則り，法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し，個人や社会の紛争を調停，解決することなどを通して，権利や自由が保障，実現され，社会の秩序が形成，維持されていくことについて理解すること。
- ➡ 「多様な契約及び消費者の権利と責任」については，私法に関する基本的な考え方についても扱うこと(「内容の取扱い」)

「私法の基本的な考え方」とは

「基本的な考え方」とは全ての人は、自由で平等な人格であり、権利・義務の主体であること、生命、身体、プライバシーなどの人格的な権利や所有権などの財産的権利を侵害されないこと、各人が自由な意思に基づいて生活関係を規律することができること、自らの意思に基づいて決定した結果に対して責任を負わなければならないこと、そして、それによって社会を作る人々のよりよい生活が実現されることを意味している。なお、平成30年6月の民法の改正により平成34(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、こうした消費者に関する内容について指導することが重要である。(学習指導要領解説p.59)

「私法」の学習の充実

- 「多様な契約」については、契約が当事者の自由な意思の合致により成立する法的拘束力のある約束であること、誰とどのような内容の契約を行うかは、当事者の意思に基づくことを理解した上で、契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。(学習指導要領解説p.58)

「私法」の学習の充実

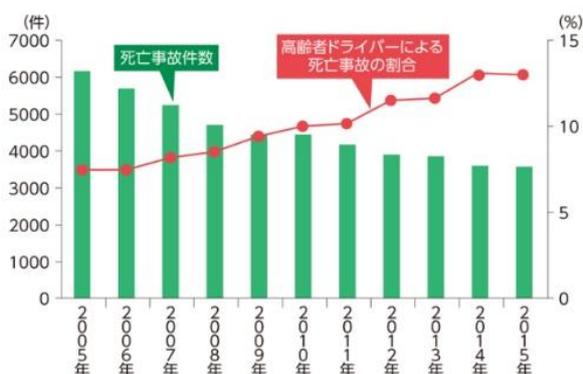
- 消費者の権利と責任については、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から考察できるようにすることに向けて、消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、消費者が、情報の非対称性や自らの経済状況などのために、熟慮に基づく自由な意思により契約することができない場合があること、そのために、消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。(学習指導要領解説p.58)

事例から
考えよう

「高齢者の運転免許返納の義務化」の
是非について、公正の視点で考えよう

課題設定 現在、日本では少子高齢化が社会問題となっている。一方、高齢者の運転免許返納の義務化を法律で規定しようとする動きがある。高齢者の運転免許返納の義務化の是非について、公正の観点から考察してみよう。

●日本における高齢者の交通事故
が増加している問題



高齢者の交通事故件数の伸び率は、ここ近年、大幅に上昇している。これを受けて、政府は改正道路交通法により、75歳以上の高齢者に運転免許の返納を求めている。

←①高齢者の交通事故件数の伸び率
(警察庁資料)

「高齢者の運転免許返納の義務化」の是非について考えよう

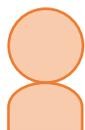
高齢者の交通事故が問題になっているなか、身体の衰えや認知症の進行などを理由に、高齢者は運転免許を返納すべきという意見が広まってきている。これに対して、車がないと生活に支障をきたすとの反対意見もある。高齢者の運転免許返納の義務化の是非について考えてみよう。

【論点の確認】 あなたは高齢者の運転免許返納の義務化についてどう考えるか。下の意見を参考に、賛成か反対か、その理由と共に述べてみよう。

賛成の人の意見



高齢者の交通事故件数の減少につながる。



高齢者の家族も安心する。



安全に運転できない可能性の高い高齢者には、免許返納の責任や義務がある。

反対の人の意見



車がないと生活に支障がでる。



認知症でなければ、安全ではないか。



返納した場合に、十分な補償を受けられない。

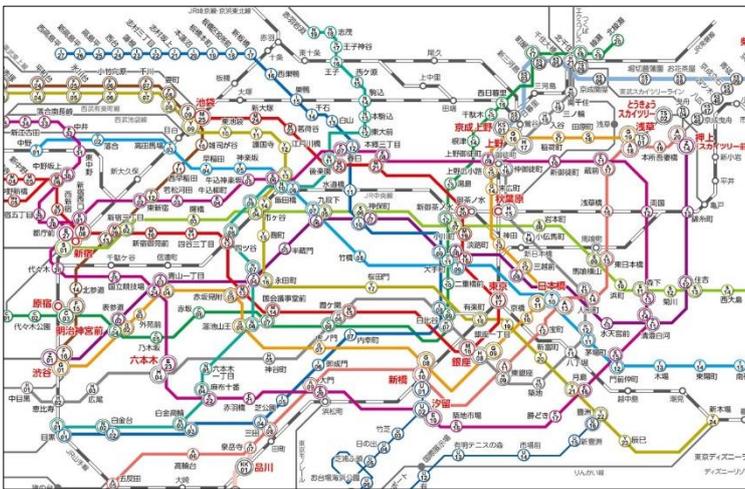
【公正の視点での検討】高齢者の運転免許返納の義務化は、どのような（誰と誰の公正、何と何の公正）が問題となっているか、下の「公正」の視点を参考にしながら考えてみよう。

運転免許の所有が地方と都市部の生活に与える影響の異なることの公正さ

認知症である人とどうでない人の免許返納の必要性がことなることの公正さ

免許返納時に地方自治体から受ける特典が地域によって異なることの公正さ

【論拠をもとにした主張】公正の視点をふまえ、資料をもとに自分の立場を説明してみよう。

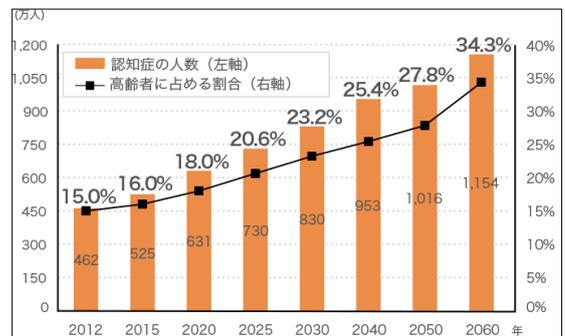
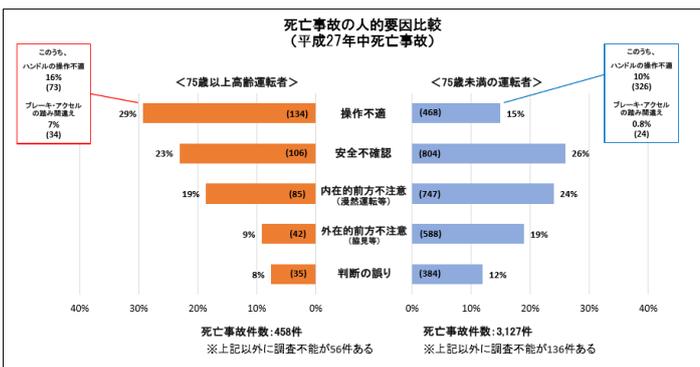
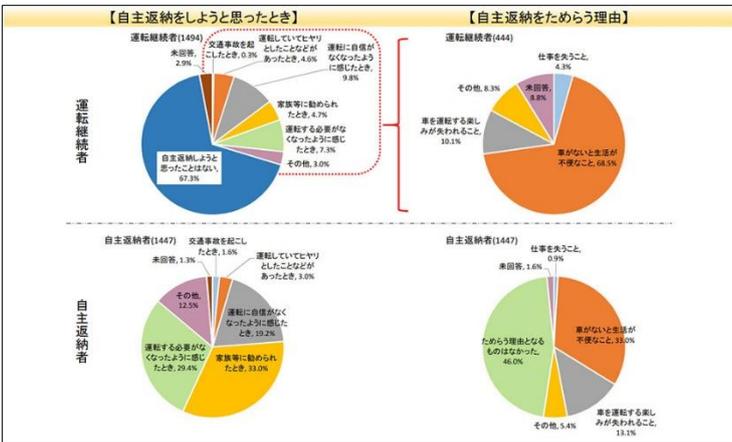


←②東京都の交通網
(東京の観光公式サイト資料)



↑③福井県の交通網
(福井県観光連盟資料)

←④免許返納を断る理由
(オリックス自動車株式会社資料)



↑⑤高齢者に占める認知症の割合
(三菱UFJ信託銀行資料)

←⑥高齢者の事故要因の内訳
(警察庁資料)

【まとめ】これまでの自分自身の検討をもとに、高齢者の運転免許返納の義務化の是非について、クラスで議論してみよう。

別途資料（高齢者の運転免許返納の義務化の是非を問う）

↓⑦福井県の各市町村における運転免許返納時の特典（福井県警察本部資料）

①市町によるサービス お住まいの市町で次のサービスを受けられます(平成29年4月1日)		
市町	担当課	支援内容
福井市	地域交通課	○バス回数券(京福バス、福鉄バス、すまいるバスのいずれか)の交付(2,000円分) ※京福バス回数券については、次の地域のコミュニティバスでも利用できます。 (日新、鷹巣・樺、鶴・宮ノ下・大安寺、酒生、岡保地区) ○福井市内のタクシー事業者(一部事業者は対象外)の運賃1割引(75歳以上の方が対象。福井市で発行する証明証の提示が必要) ○反射材等の交付 ※いずれも平成28年4月1日以降に返納した方が対象
敦賀市	生活安全課	○バスおよびタクシー利用券(20,000円分、有効期限2年)
小浜市	生活安全課	○コミュニティバスの回数券(有効期限無し)、 タクシー乗車券(有効期限有り)のいずれか1点(一律10,000円)
大野市	市民生活課	○まちなか循環バス、市営バス、乗合タクシー、京福バス (発着とも大野市内の場合)無料(10年間)
勝山市	市民課	○バスの無料乗車券交付(無期限)
鯖江市	市民まちづくり課	○コミュニティバスの無料乗車券交付(無期限) ○交通災害共済掛金の全額負担(永年) ○運転経歴証明書が無くても、市内のタクシー運賃1割引サービス(75歳以上の方が対象)を受けられる証明書の交付
あわら市	生活環境課	○高齢者(65歳以上)で平成24年4月1日以降に運転免許を自主返納した者。 乗合タクシー(デマンド交通)100円引き(3年間)
越前市	まちづくり・ 総合交通課	○コミュニティバスを無期限・無料で利用できる証明証の交付 ○運転経歴証明書が無くても、市内のタクシー運賃1割引サービス(75歳以上の方が対象)を受けられる証明証の交付
坂井市	安全対策課	○コミュニティバス無料乗車券(10年間)(年齢65歳以上で免許の自主返納者が対象(申請期間は返納日から1年以内))
永平寺町	総務課	○コミュニティバス乗車無料(60歳以上の町民全員)
池田町	総務政策課	○町営バス無料(町民全員)
南越前町	総務課	○コミュニティバスの回数券、タクシー利用券、 町内温泉施設利用券のいずれか2点まで (計20,000円分相当、タクシーおよび温泉利用は有効期限3年)
越前町	企画財政課	○コミュニティバス無料乗車券(最長10年)
美浜町	住民環境課	○コミュニティバス無料乗車券 (運転免許有効期間まで。最短1年保障、最長5年)
高浜町	防災安全課	○オンデマンドバスまたは京都交通バスのチケット(18,000円分) ○オンデマンドバス運賃半額、オンデマンドバス半額利用カード発行
おおい町	総務課	○町内路線バス無料(65歳以上の町民全員)
若狭町	環境安全課	○デマンドタクシー ※運行エリアは町内 (要事前登録、1回の乗車につき1人あたり300円で町民全員)

↓⑧東京都における免許返納時の特典（監視庁資料）

店舗・グループ名1	店舗・グループ名2	特典内容1
日本通運株式会社首都圏支店		引越の通常料金の10パーセント割引
フコクロジステイクス株式会社		引越の通常料金の10パーセント割引
果鳩信用金庫		運転経歴証明書所有専用定期預金「サポート」/スパー定期預金の金利優遇：店頭金利+0.05パーセント/自動継続1年（継続後は店頭表示利率に引き上げ）
東京シティ信用金庫		「免許返納定期」(スパー定期預金)/店頭金利+0.05パーセント優遇(期間1年間。継続後は店頭金利)/預入単位10万円以上500万円未満(運転経歴証明書交付日より1週間前)
西京信用金庫		免許返納定期「安全」(スパー定期預金)/店頭金利+0.05パーセント優遇/(継続後は店頭表示金利)
帝國ホテル東京		帝國ホテル運営レストラン・バー/ラウンジにて10パーセント割引
浅草ビューホテル		ホテル館内運営レストランにて料理・飲み物10パーセント割引(運転経歴証明書1枚につき5名まで)
ホテル カデンツァ光が丘		ホテル館内にあるレストラン4店舗にてご利用時10パーセント割引/(一部対象あり)
渋谷エクセルホテル東急		渋谷エクセルホテル東急/25階 日本料理「旬彩」/25階 レストラン「アビエント」/5階 ラウンジ「エスタシオンカフェ」にて10パーセント引き
パレスホテル立川		ホテル館内のレストラン4店舗、バー・ラウンジにて料理・飲み物10パーセント割引/(運転経歴証明書1枚につき10名まで)/婚約紹介 料理・飲み物5パーセント割引
イオン (都内16店舗イオン直営売場)		即日配達便、お買上げ金額にかかわらず、運転経歴証明書提示で、1個あたり配達料100~300円(税込)/店舗により配達料金は異なります。なお、一部未実施の店舗もございます。
丸正チェーン加盟店		優待クーポン券の発行
三越伊勢丹/日本橋本店、銀座店、恵比寿店、新宿本店、高島屋		ご自宅への配達無料/一部除外あり/詳しくはお問合せ先まで
株式会社セブン・イレブンジャパン		ご自宅への配達無料(日本橋店、新宿店、玉川店、立川店)65才以上に限る
ファミリーマートグループ 宅配クック123		都内限定、宅配サービス・宅配クック123の都内全店で利用できるご試食無料券をプレゼント(お一人様1回限り)
セコム		位置情報・現場急行サービス(ココセコム)/加入料金1,000円割引
トミコシ電島平ポウル		平日 終日 400円
トミコシ電島平ポウル		土曜日・日曜日・祝日 終日 500円
東京カラオケボックス防犯協力会		各店舗により特典内容は異なります
はとバス		定期観光のコース料金5パーセント割引/(一部除外あり)
JTBガイアレック		JTBサン&サン 国内旅行商品3パーセント割引/店舗での申込みはできません。電話でお申込みください。
浅草ROXまつり湯		大人2,700円を1,350円(土、日、祝日、特定日はプラス324円)
板橋天然温泉スパティオ		基本料金2,200円→全日1,780円
タニタ・フィッツミー		新規入会特典や既存会員特典など、店舗より特典内容は異なります。詳しくはお問合せください。
明治産		ご入場券代10パーセント割引/(一部対象外公演あり)/ (他の割引との併用不可)/詳しくはお問合せください。

教員向け 法教育セミナー

基調講演 2 「法教育における民法のエッセンス」

小粥太郎(一橋大学大学院法学研究科)

2019年8月20日 火曜日

一橋講堂

主催 法務省



法教育における民法のエッセンス — 契約法の基本 —

1 はじめに

(1) 自己紹介

(2) 想定する聞き手

(3) 本日の目標

① 契約法(民法)の基本を理解する

② 法的なものの考え方の一端にふれる

全体の構成

- 1 はじめに(済)
- 2 予備的説明
- 3 民法
- 4 契約法
- 5 契約法のひろがり
- 6 契約法の限界
- 7 まとめ

2 予備的説明

(1) 大学法学部の科目分類

(ア) 実定法

(a) 基本科目

(b) 展開・先端科目

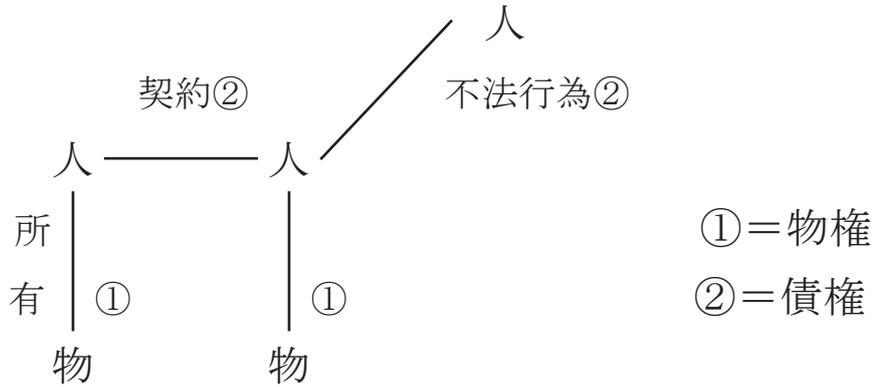
(イ) 基礎法

(2) 法教育の主要分野

- ①ルール作り、②私法と消費者保護、
③憲法の意義、④司法

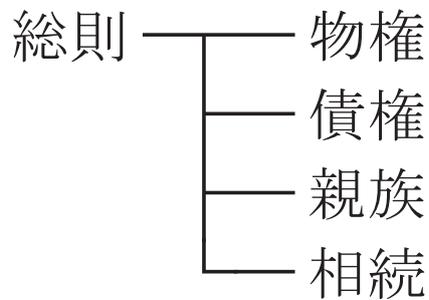
3 民法

[民法のイメージ]



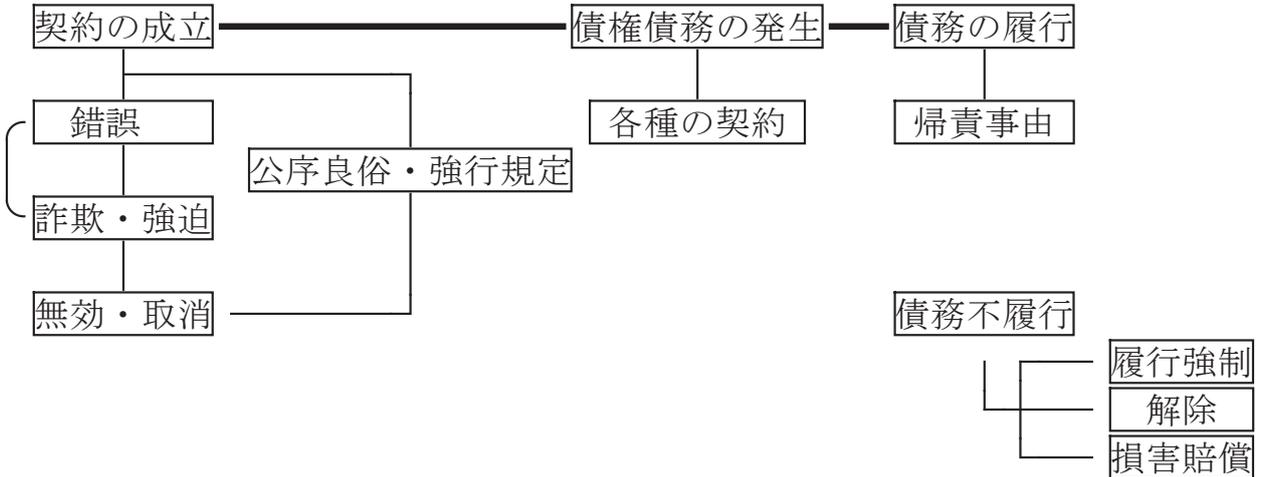
3 民法

[民法典の編別]



4 契約法

[契約法の基本構造]



4 契約法

[契約法の基本要素]

(ア) 成立

(a) 当事者の意思

(b) 契約内容

(イ) 効力

(ウ) 履行

(エ) 不履行

4 契約法

(a) 当事者の意思

(i) 判断能力

- ・意思能力
- ・行為能力

(ii) 意思に瑕疵(きず)がないこと

(b) 契約内容

- ・強行規定／公序良俗違反

法的なものの考え方～1

法的判断の仕組み

Easy Case → 法規範の機械的適用

解釈適用の場による違い

裁判所／行政機関の窓口

曖昧な文言の解釈適用の方法

原意／文言の意味／背後の原理／先例？

ps. 内的視点／外的視点

法的なものの考え方～2

○原理の衡量の例；契約の有効性を決するファクター

①表意者の意思

②相手方の悪性

③給付の均衡？

→①②③を相関的に衡量？

→③をファクターとすべきではない？

○先例

先例の尊重vs先例からの区別distinction

契約法と消費者保護

○理念

消費者保護vs消費者の自立支援

○民法（契約法）の特則としての消費者法

①錯誤・詐欺、強迫の拡張

②公序良俗の拡張

5 契約法のひろがり

- 他者との関係性構築／改善のツール
- 社会の仕組みの基礎づけ
- 契約自由の正当性

6 契約法の限界

- (1) 裁判による事後的救済という仕組みの限界
- (2) 約款による契約を通じた大企業の大衆支配
- (3) 法の限界(法以外の社会規範の領域がある)
- (4) 人間の自由や理性への疑念？
- (5) 法の目的

7 まとめ

- 自分で決める／相手と合意したことは守る
／自律的な社会構築ツール。
- ほんとうに自分で決めたといえるのか／だまされたり脅されたりしていないか。
- 法の限界を忘れないことも重要。

ご清聴ありがとうございました。

法教育における民法のエッセンス

— 契約法の基本 —

2019.08.20
こがゆたろう
 小粥太郎（一橋大）

5

1 はじめに

(1) 自己紹介

- ・民法専攻（所属大学では民法関係の講義・演習を担当）

(2) 想定する聞き手

10 法教育に関心あり／小中高教員

(3) 目標

(ア) 契約法（民法）の基本を理解する

←本日の研修の教材はいずれも契約法にかかわるもの

(イ) 法的なものの考え方の一端にふれる

15

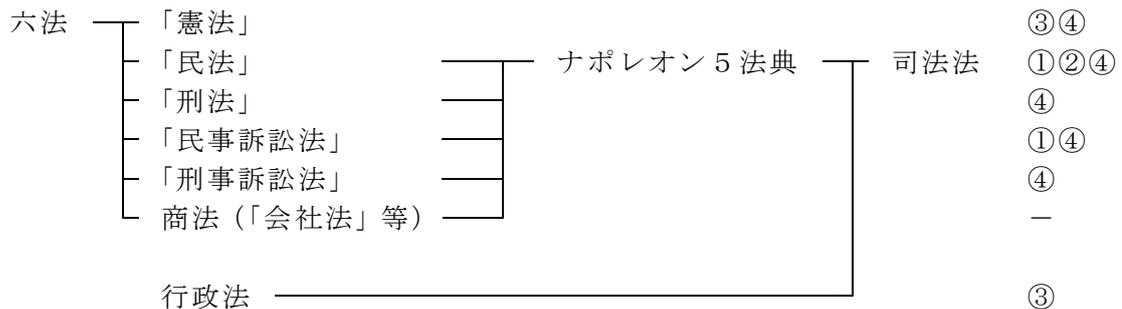
* 唯一の正解 ≠ 許容可能な説明

2 予備的説明

(1) 大学法学部の科目分類

20 (ア) 実定法

(a) 基本科目



30 (b) 展開・先端科目

労働法（「労基法」等）
 経済法（「独禁法」等）

第二次大戦後の法制改革により誕生

・法律ベースで分化

35 倒産法（「破産法」「民事再生法」等）、国際私法（「法の適用に関する通則法」等）、知的財産法（「特許法」「著作権法」等）

・問題解決ベースで分化（法律横断的）

消費者法、環境法、土地法、金融法、医事法

・国際法

40

(イ) 基礎法

法制史、比較法、法哲学、法社会学

(2) 法教育の主要分野

(法教育研究会報告書 (H16) <http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>)

① ルールづくり

「法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということを、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる」

② 私法と消費者保護

「個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる」

経済活動（売る・買う、貸す・借りる、仕事を頼む・引き受ける etc）

契約は自由（相手方選択の自由／内容決定の自由／方式の自由）

③ 憲法の意義

「一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる」

→「権力と人権との関連から憲法一般の意義について、民主主義と立憲主義を中心に理解させるような学習が重要である。本教材(*)では、民主主義を、「みんなのことはみんなで決めること」、立憲主義を、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないことを明らかにすること」と言い換え、こうした概念を生徒の生活と関連付けながら理解させようとしている。さらに本教材では、三権をそれぞれ、「決めて良いことについて誰がどのように決めるのか〔立法権〕」「決めたことを、誰がどのように実行に移すのか〔行政権〕」「決めて良いことと決めてはならないこととの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを、誰がどのように判断するのか〔司法権〕」と位置付け、できるだけ平易な言葉で学べるようにしている。」(*法教育研究会作成の憲法教材。 <http://www.moj.go.jp/content/000004214.pdf>)

④ 司法

「司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる」

→「法に基づく公正な裁判によって社会の秩序が保たれ人権が守られていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させる」

3 民法

[民法のイメージ]



10 [民法の意義]

形式的定義 民法典（民法という名前の法律）

実質的定義 私法の一般法（公法・私法／一般法・特別法／実体法・手続法）

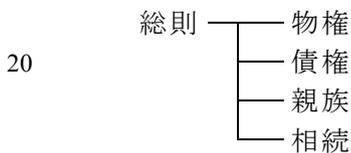
一般法ではなく基本法（山本敬三）

われわれが形成する基本的な生活関係（日常生活）に適用され、これを規律（適用対象＝家族、所有権、契約、不法行為）

15

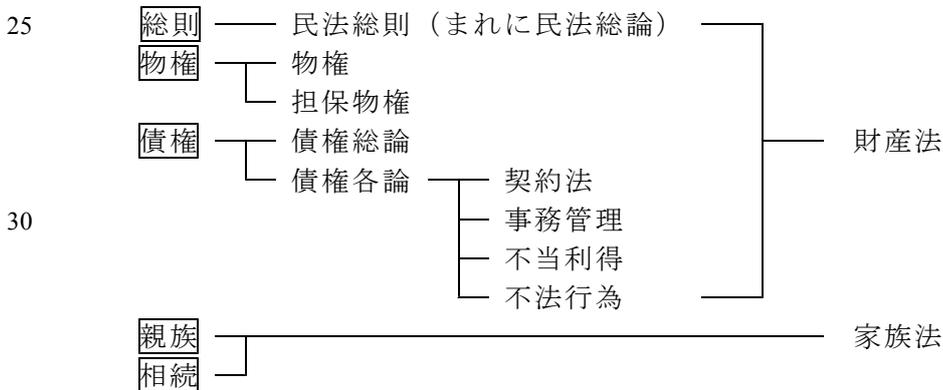
フランス法・ドイツ法を通じて、ローマ法の伝統に連なる（大村敦志）

[民法典の編別]



20

* 講学上の名称

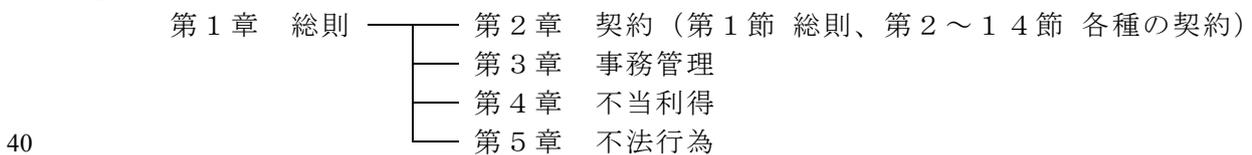


25

30

35

[債権編の構造]



40

[条文の並び方（おおよそのきまり）]

・パンデクテン式（ルールの共通項を総則という形でくくって前に出す）

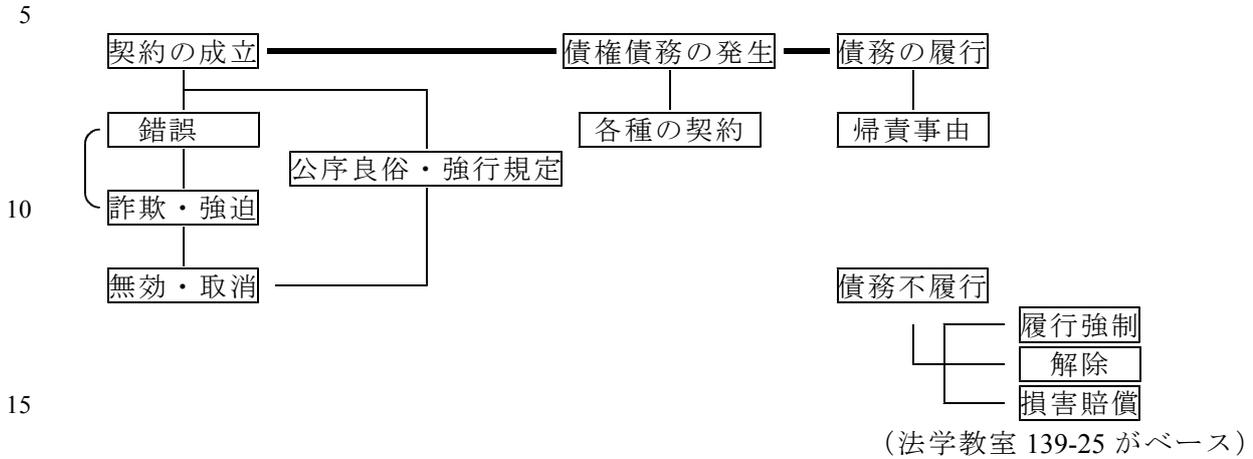
・発生→効力（→変更）→消滅（権利が誕生し、活動し、消滅する）

45

4 契約法

(1) 契約法の基本構造

- ・当事者の意思が重要
- 契約をする／しない、契約の内容 は当事者が自由に決める (民法第 521 条)



(2) 契約法の基本要素

(ア) 成立

(a) 当事者の意思

(i) 判断能力

- ・意思能力 (民法第 3 条の 2) →無効
- ・行為能力 (民法第 5 条、同法第 9 条等) →取消し

(ii) 意思に瑕疵 (きず) がないこと

- ・錯誤・詐欺・強迫がないこと (民法第 95 条、同法第 96 条) →取消し

* 意思表示の合致 (民法第 522 条)

(b) 契約内容

(i) 強行規定に反しない

- ・利息制限法違反の高利の契約 (利息制限法第 1 条) →無効
- * 法律違反の契約が常に無効とは限らない。

(ii) 公序良俗に反しない (民法第 90 条)

→無効

(イ) 効力

債権債務の発生～基本的に当事者が望んだとおりの債権債務 (権利義務) が発生
当事者は何を望んだのか (契約解釈)

契約内容確定に際しての典型契約規定 (各種の契約類型毎のルール) の役割

* 債権債務は両当事者を拘束する→事後的に一方的に変更することはできない

(ウ) 履行

弁済による債権の消滅 (民法第 473 条)

(エ) 不履行

履行の請求 (民法第 414 条参照)

債務不履行による損害賠償 (民法第 415 条)

契約の解除 (民法第 541 条)

(3) 法解釈・適用の常識? ←本日の目標 ((1) (3) (イ))

(ア) 法律の規定(条文)が大切?

→法律の規定は重要だがそれだけではない

☆法律の規定の意義(民法を念頭に)

- 5
 - ・当たり前のこと、原理原則は、書かれていないことも多い(プロ向け)
 - ・関係する条文がどの法律にあるのか、その法律のどこにあるのかを探すのは難しい(これもプロの仕事か)。しばしば、ルール of 共通項は、「総則」という形で前に出される(前記のパンデクテン式。算数で公約数をかっこでくくって前に出すのと同じ。大型の法律では総則が幾重にも存在)。
- 10
 - 民法第3編債権・第2章契約・第3節売買(第555～585条)?
 - 民法以外の法律における契約ルール
 - 消費者契約法
 - 特定商取引法等の消費者契約関係の特別法
 - 独禁法等
- 15
 - ・

(イ) 法的判断の仕組み

☆いくつかの注意点

- 20
 - ・ Easy case ~ 法律の条文の機械的な適用
 - ・ 解釈適用の場による違い(例; 裁判所と行政の窓口の違い)
 - 法学部生・法科大学院生が学ぶ法解釈は柔軟(裁判所に行けばどうなるかを考えることが多い)
 - 行政の窓口で行われる法解釈は画一的(そうしないと組織がうまく動かない面がある)
- 25
 - ・ 曖昧な文言の解釈適用
 - 原意を探る? (立法者の尊重)
 - 文言の意味から攻める? (法=言葉による問題解決・社会統合)
 - 背後の原理を衡量する? (法原理を状況に応じて実現)
 - 先例を探る、比べる? (判断主体の判断の一貫性を担保)
- 30
 - ・ 内的視点/外的視点

☆実例~契約の有効性を決するファクター ((2) (ア) 参照)

①表意者の意思/②相手方の悪性/③給付の均衡?

* 民法第90条、95条、96条等に関して議論される問題

- 35
 - * 給付の均衡をファクターに加えるべきか?
 - 取引の対象にどれだけの値段を付けるかは当事者の自由では?
 - vs 民法第9条但書、利息制限法第1条等参照

暴利行為を無効とする立法提案(以下の内容は、現行民法の規定としては採用されなかったが判例・学説はこの法理を認めている)

- 40
 - 「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。」

45 ☆用語

- ①憲法、法律、行政規則(政省令等)、判例?、契約 . . .
- ②法(①の総体? 諸説あり)

(4) 契約法と消費者保護

(本日の研修資料中の中学生教材は、「私法と消費者保護」が主題)

・理念について

消費者保護 or 消費者の自立の支援

5

cf. 法律の名称

消費者基本法 (2004年(H16)に消費者保護基本法から改称)

・契約法の特則としての消費者法

① 錯誤・詐欺、強迫の拡張

10

消費者契約法第4条

不実告知 (4-1-1)、断定的判断の提供(4-1-2)、不利益事実の不告知(4-2)、不
退去 (4-3-1)、監禁(4-3-2)

過量販売(4-4)

割賦販売法 (クーリングオフの定めなどあり。法文が難解)

15

② 公序良俗の拡張

不当条項リスト (事業者の損害賠償責任を免除する条項、消費者の解除権を放
棄させる条項等 ; いずれも消費者契約法に明記)

20

* その他

団体訴訟制度、品質表示、安全規制等等

5 契約法のひろがり

・他者との関係性構築 / 改善のツール

25

生活 (消費 / 労働 / 居住 / 介護等) の前提としての契約

取引関係の構築・継続・終了

生活周辺 ~ ベビーシッター、登下校付き添い

紛争解決 (和解)

30

・社会の仕組みの基礎づけ

フィクションとしての社会契約

言葉 (約束) による自己拘束 / 信頼保護

1人1人の自律をベースとした社会の構築

35

・契約自由の正当性

積極的理由 ~ 自分 (たち) のことは自分 (たち) で決める

vs 消極的理由 ~ 集権的決定よりはマシ (分権的決定)

6 契約法の限界

(1) 裁判による事後的救済という仕組みの限界

裁判の有無にかかわらず権利＝法は存在する

vs 裁判によって強制・実現されない権利＝法は無いも同じ

5 (例；少額の損害賠償請求につき、高い費用をかけて裁判をするのか)

(2) 約款による契約を通じた大企業の大衆支配

顧客（大衆）は自ら望んで契約を締結している

vs 顧客（大衆）に実質的な選択の余地はない

10

(3) 法の限界（法の外にも規範の世界はある）

・法と道徳

約束であっても、道徳的な義務は発生する／法的な義務は発生しないものがある

Q；デートの約束を破ったら？

15

道徳上の義務→道徳的責任・批難

法的な義務→損害賠償金の支払義務の発生？ 履行の強制？

・無償契約（本日の研修資料中の小学生教材は、無償での物の貸し借りが題材）

無償契約の法的取扱いは難問

20

→法的拘束力はやや弱いと考えられている（教材は法を道徳的に把握？）

有償契約と異なり、簡単に契約から離脱できる（民法第 550 条、598 条参照）

R 法は、有償の取引をサポートしたい（無償の財貨移転は当事者の自発的意思なり行動にゆだねる）？

25

R 無償の財貨移転約束の背後にある社会関係に対して、法（裁判所）が立入り、評価することは差し控えるべきだから？

例；恒常的な搾取の一環としてのゲームの無償貸与

何かの見返りとしてのゲームの無償貸与

（背後の互報的關係に立入りはじめると際限がなくなるが・・・）

30

・社会の慣行（本日の研修資料中の中学生教材における返品許容の慣行）

(4) そもそも人間はほんとうに自由に責任をもって判断できるのか？

(ア) 自由意思なり人間理性への疑念

35

(a) 人間は自己利益追求のモンスター？

(b) 人間は自律性は驚くほど脆い（単なる制御の対象）

・「おれおれ詐欺」

・ターゲティング広告を受け入れた購買活動

(イ) 人間性を信頼／楽観論

40

ほんとうに人間がよく考えて判断をし、それを尊重するなら、おかしいことになるはずがない。人間は、自分のことだけでなく、他人のこと、社会のことも、本能的に考えるものだ。人間が本性を発揮できる環境を丁寧に整えることこそ重要。

(5) 法の目的

45

・法は、自己目的ではなくて、人間社会に奉仕すべきもの。

7 まとめ

- ・自分で決める／相手と合意したことは守る／自律的な社会構築ツール。
- ・ほんとうに自分で決めたといえるのか／だまされたり脅されたりしていないか。
- ・法の限界を忘れないことも重要。

5

10

15

20

25

30

(より進んだ研究のために)

- ・民法入門書

道垣内弘人『リーガルベイス民法入門』（日本経済新聞出版社）

35 高名な民法学者の手になる、民法の基本的な仕組みと考え方を学ぶための読みやすい本（やや大部）。

こういうときにどういう法律の規定があるかを調べるには必ずしも適さない（法改正もある）。

- 40 ・法学入門

青木人志『グラフィック法学入門』（新世社）

著者は一橋大学の比較法学者。簡潔・平明ながら勘所を伝える法学入門。

- ・『法の核心・法学の基本』

45 法律時報（日本評論社刊行）2019年1月号は、法教育特集の予定。

- ・『としょかんライオン』ヌードセン作・ホークス絵・福本訳（岩崎書店）

(参考資料)

○ 民法

第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

5

(未成年者の法律行為)

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。

ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

- 10 1 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(成年被後見人の法律行為)

- 15 第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

20

(錯誤)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

- 25 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 30 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

35

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

40

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(取消しの効果)

- 45 第二百十一条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(履行の強制)

第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

5 2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

10 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

15 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(弁済)

20 第四百七十三条 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

(契約の締結及び内容の自由)

第五百二十一条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由

25 由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

(契約の成立と方式)

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

30 2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

(催告による解除)

35 第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

40 (催告によらない解除)

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

45 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

50

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- 5 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(解除の効果)

- 10 第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。
- 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。
- 3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。
- 15 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

(売買)

- 20 第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(書面によらない贈与の解除)

- 25 第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

(期間満了等による使用貸借の終了)

- 30 第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。
- 2 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。
- 3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

35 (使用貸借の解除)

- 第五百九十八条 貸主は、前条第二項に規定する場合において、同項の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる機関を経過したときは、契約の解除をすることができる。
- 2 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。
- 40 3 借主は、いつでも契約の秋所をすることができる。

○ 利息制限法

(利息の制限)

- 45 第一条 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
- 一 元本の額が十万円未満の場合 年二割
- 二 元本の額が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

三 元本の額が百万円以上の場合 年一割五分

○ 消費者基本法（2004年（H16）に消費者保護基本法から改称）

5 （目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

○ 消費者契約法

15 （目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

25 （消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

30 一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

35 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

40 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が

退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

- 三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。
- イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項
ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項
- 四 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。
- 六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。
- 七 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。
- 八 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。
- 四 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のものを目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。
- 五 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項（同項の場合にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をいう。
- 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内

- 容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- 5 三 前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情
- 6 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 10

教員向け法教育セミナー

～成年年齢引下げと新学習指導要領を踏まえて～

『法教育推進協議会作成の 法教育教材について』



法務省大臣官房司法法制部
官房付 川副 万代

1

法教育の概要

法教育とは

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

➡ 選挙権年齢の引下げ，成年年齢の引下げに伴い必要性が高まっている

法教育が目指すもの

- ① 社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める
- ② 他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う

➡ 自由で公正な社会を支える人材の育成

法教育の主な内容

- ルールの作り方，ルールに基づいた紛争解決方法
 - 私法と消費者保護
 - 法の基礎にある基本的価値，国と個人との関係の在り方
 - 司法や裁判の特質
- } を学ぶ

➡ 日常生活における身近な問題を題材とし，児童・生徒の成長，発達に応じた，小・中・高等学校を通じた教育

2

法教育教材

小学生向け
冊子教材

H25年度
作成



法務省ホームページから
ダウンロード可能

中学生向け
冊子教材

H26年度
作成



法務省ホームページから
ダウンロード可能

小・中学生向け
視聴覚教材

H30年度
作成



YouTube法務省
チャンネルで視聴可能

高校生向け
冊子教材

H30年度
作成



法務省ホームページから
ダウンロード可能

3

法教育推進協議会作成

法教育教材

のポイント

- ① 法学と教育現場・教育学の双方から内容を監修
- ② 具体的な法教育授業のイメージをつかみやすいよう、指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや指導計画案を記載
- ③ ワークシートなど、加工可能なデータを格納したDVDを、各冊子教材の巻末に添付（法務省ホームページからダウンロードも可能）

4



小学生向け冊子教材の題材一覧

題材	想定教科等	概要	
小学校3・4年生向け	友だち同士のけんかとその解決	特別活動「学級活動」	借りた本を汚してしまいけんかになったという事例を通じて、当事者間の交渉や第三者を交えた調停について考え、紛争を解決するために必要な態度や心構えを理解する。
	約束をすること、守ること	特別活動「学級活動」	ゲームの貸し借りをめぐるトラブルの事例を通じて、約束をすること、守ることの意義を理解する。
小学校5・6年生向け	もめごとの解決 — 国民の司法参加・ルールづくり —	社会科 総合的な学習の時間 特別活動「学級活動」	掃除をさぼったかどうかというもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、事実に基づいて公正に判断することの大切さを理解する。
	情報化社会における表現の自由と知る権利 — 情報の受け手・送り手として —	社会科	SNSやインターネットを題材とした事例を通じて、表現の自由や知る権利の意義、プライバシー権を理解する。

5

小学生向け視聴覚教材の題材一覧

小学生向け Disc1

題材1 けんかの解決方法を考えよう! (約19分)

借りた本を汚してしまいけんかになったという事例を通じて、当事者間の交渉や第三者を交えた調停について考え、紛争を解決するために必要な態度や心構えを理解する。

題材2 約束って何だろう? (約13分)

ゲームの貸し借りをめぐる問題を通じて、約束をすること、守ることの意義を理解する。

題材3 本当のことって何だろう? (約17分)

掃除をさぼったかどうかという学校生活における身近なもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、事実に基づいて公正に判断することの大切さを理解する。

題材4 きめきめ王国 (約16分)

王様が許可したテレビ番組や新聞記事以外は流してはいけないという架空の国「きめきめ王国」で発生する問題を通じて、表現の自由や知る権利の意義を理解する。

題材5 書き込む前に考えよう! (約13分)

SNSやインターネットを利用して情報を発信する際に、どのようなことに気を付けなければならないかを考え、表現の自由やプライバシー権を理解する。



6

中学生向け冊子教材の題材一覧

題材		想定教科等	概要
ルールづくり	ごみ収集に関するルールを作ろう	社会科	ごみ収集所等をめぐる身近なトラブルについて考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。
	マンションのルールを作ろう	社会科	
私法と消費者保護		社会科 技術・家庭科	身近な買い物の事例を通じて、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には慎重になるべきことや、公正という法の価値を理解する。
憲法の意義		社会科	学級会における多数決等の身近な事例を通じて、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考え、憲法が、国民主権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。
司法		社会科	交通事故に関する民事裁判や電車における傷害事件の事例を通じて、裁判に関わる人々の役割について考え、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。



7

中学生向け視聴覚教材の題材一覧

中学生向け Disc2

題材1 (約15分)

ルールづくり

架空の町で起きたごみ収集場所をめぐる問題について考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。



題材2 (約22分)

私法と消費者保護

身近な買い物事例を通じて、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には慎重になるべきことや、公正という法の価値を理解する。



題材3 (約24分)

私たちのくらしと憲法

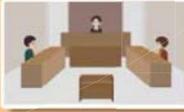
架空の国における政治の在り方の事例や学級会における多数決などの身近な事例を通じて、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考え、憲法が国民主権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。



題材4 (約21分)

司法

交通事故に関する民事裁判の事例を通じて、被害者・加害者の立場に立って主張を考えたり、裁判官の立場に立って判決内容を考えたりすることにより、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。





8

高校生向け冊子教材の題材一覧①



題材		概要
ルールづくり	合意形成を図ろう ～どこに橋を作るべきか～	架空の島から本土への橋をどこに作るべきかという課題解決を通じて、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることが、協働の利益を継続して確保するために大切であることを理解する。
	新たなルールを考えよう ～ルールのない村～	架空の「ルールのない村」で発生した問題の解決を通じて、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。
	海水浴場の利用ルールを作ろう	海水浴客の増加に伴う様々な問題を解決するために制定する条例の内容の検討を通じて、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。
	大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう	架空の国における経済格差解消のための大学入試制度(優遇措置)の是非を検討することを通じて、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。
(想定教科は いずれも 公民科)		9

高校生向け冊子教材の題材一覧②



題材		概要
私法と契約	契約とは何か	契約トラブルにおける契約解消の可否を検討することを通じて、私法の基本的な考え方である私的自治の原則や、契約に関する基本的な考え方について理解する。
紛争解決・司法	民事紛争解決① ～民事裁判・けがの責任をめぐって～	裁判や和解などの紛争解決手続過程の模擬体験を通じて、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判の特徴について理解する。
	民事紛争解決② ～模擬調停・臭いをめぐる争い～	調停による紛争解決手続過程の模擬体験を通じて、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割について理解する。
(想定教科は いずれも 公民科)		10

法教育教材を用いた実践的授業

モデル授業例の公表

法教育教材の学校現場における具体的な活用事例や授業の内容をモデル授業例として法務省HPで公表予定（令和元年度中）

そのほか、法務省では、教員や生徒向けの研修・授業に法務省職員を派遣する「出前授業」を実施しています。



法教育マスコット
キャラクター
「ハウリス君」

11

ご静聴ありがとうございました。



法教育に関するご質問、ご相談は、
下記までご連絡ください。

法教育に関する
お問合せ先

法務省 大臣官房司法法制部
司法法制課 司法制度第二係

TEL : 03-3580-4111 (内線2364)
Email : houkyouiku@i.moj.go.jp

<法務省ホームページ 法教育ページ>

 <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

12

成年年齢引下げの意義と その内容について

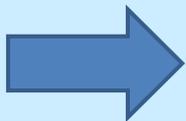
法務省民事局
笹井朋昭

1

成年年齢とは何か

成年年齢の意義

一人で有効な契約をすることができる年齢
父母の親権に服することがなくなる年齢



現在はいずれも20歳

- ・ 未成年者は、お小遣いの範囲で買い物をするといった場合以外は、父母の同意を得ずに契約をすることができない
- ・ 父母の同意のない契約は、取り消すことができる（未成年者取消権）
- ・ 父母は、未成年者の保護、監督や教育をする義務があり、未成年者の財産は 父母が管理する

民法の一部を改正する法律により、成年年齢は **18歳**に

2

成年年齢の引下げによって変わるもの，変わらないもの

18歳に変わるもの

- 携帯電話の購入
- クレジットカードの作成
- 10年用パスポートの取得
- 性別の取扱いの変更
- 公認会計士資格の登録
- 司法書士資格の登録
- 土地家屋調査士資格の登録

**以上のほか，各種の契約，
国家資格の取得が可能に！**

20歳が維持されるもの

- 養子をとること
- 喫煙
- 飲酒
- 公営競技（競馬，競輪，オートレース，モーターボート競走）
- 児童自立生活援助事業の対象となる者（20歳まで）
- 国民年金の被保険者資格
- 大型（21歳），中型免許等の取得



**健康面・依存症など様々な
影響を考慮して，20歳を維持**

成年年齢の歴史

元服

日本では，奈良時代ころから元服の慣習が生まれた
江戸時代は，地方によって異なるものの，概ね15歳
程度で元服し，一人前の大人になるとされていた



成年年齢の制定

成年年齢が初めて定められたのは，1876年の太政官布告
1896年の民法制定の際にも，20歳成年制を採用

20歳とした理由

- 当時の日本人の平均寿命（約43歳）が短かった
- 西欧諸国の成年年齢は21歳～25歳だったが，元服の慣習があったため，日本人の精神的な成熟は早いと考えられていた



当時の世界標準よりも低い成年年齢を採用

いつから変わるの？

法律の施行日

民法の一部を改正する法律の施行日（実際に制度が変わる日）

2022年4月1日から

いつから成年になるの？

2002年4月2日生まれ～2004年4月1日生まれまでの方
（現在の高校1年生と高校2年生）



2022年4月1日から成年

2004年4月2日生まれ以降の方（現在の中学3年生）



18歳の誕生日から成年

5

成年年齢を引き下げる理由

参政権との関係

憲法改正国民投票の投票権や選挙権は、既に18歳から
国政に関わる重要事項について判断能力があるとして大人扱いするのであれば、契約などの日常生活に関しても大人扱いするべき

若者の自己決定権の尊重

未成年者である間は、父母の同意がない限り、就職や進学といった
進路を自分の意思のみでは決められない

少子高齢化が急速に進む中、自分の判断で決められる範囲を広げる
ことで、若者が、責任をもって社会に参加できるようになる

海外の状況

海外では18歳成年が主流（次頁）



6

諸外国の状況

成年年齢に関する調査結果がある国・地域のうち（187の国・地域）、成年年齢を18歳以下としている国・地域の数は141（約75パーセント）（平成20年8月5日時点）

OECD加盟国35か国中、成年年齢を18歳以下と定めている国は32か国（約91パーセント）

18歳とする国 （OECD加盟国）

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ラトビア、ルクセンブルク

18歳以外の国 （OECD加盟国）

19歳：韓国
20歳：日本、ニュージーランド

成年年齢引下げに向けた課題

消費者被害が拡大するおそれ

未成年者取消権がなくなるため、18歳、19歳の若者は、契約を取り消すことができなくなる

➡ **若者の消費者被害が拡大するおそれ**



自立に困難を抱える若者が困窮してしまうおそれ

18歳、19歳の若者は親権による保護の対象から外れる

➡ **ニートやフリーターなど、自立に困難を抱える若者がますます困窮してしまう可能性**



消費者被害対策

消費者教育の充実

2008, 2009年の学習指導要領の改訂により, 小, 中, 高等学校で, 充実した消費者教育を実施

2022年の施行までに, **実践的な消費者教育教材を全高校生に配布し, 弁護士などの実務家を活用した授業も充実させる予定**

消費者契約法の改正

若者に特徴的に見られる被害を念頭においた新たな取消制度を創設 (セミナー商法, デート商法など)

相談窓口の充実

消費生活センターを増加

消費者ホットラインの3桁番号化 「**188 (いやや!)**」